ii）期間

(1) ii）に準じた期間（10年間）とすること。

3①㈡を次のように改める。

（ロ）非住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

i）単価

国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと及び平成23年度中に当該太陽光発電設備が新たに設置されたことが確認される場合については、当該補助金の対象となっていないこと等を踏まえた（イ）(1) i）に準じた単価（表7参照）とすること。

表7

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	40円／kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、（イ）(1) i）ただし書に準じた単価（表8参照）とすること。

表8

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	32円／kWh

国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと又は平成23年度中に当該太陽光発電設備が新たに設置されたことが確認されない場合については、当該補助金の対象となっていること等を踏まえた（イ）(1) i）に準じた単価（表9参照）とすること。

表9

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成24年3月31日まで	24円／kWh

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、（イ）(1) i）ただし書に準じた単価（表10参照）とすること。

表10

太陽光電力買取の契約申込み時期	単価
平成24年3月31日まで	20円／kWh

ii）期間

（イ）(1) ii）に準じた期間（10年間）とすること。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から適用する。

○東北地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	石巻市蛇田字五軒屋敷二〇番一から同市蛇田字菰継四三番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新庄市大字本合海字長坂二五六七番四から同市大字本合海字山崎一八八二番八一まで	前	一二・六〇～二九・四〇メートル	〇・五一〇キロメートル
	後	一二・六〇～三一・二〇メートル	〇・五一〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	新庄市大字本合海字長坂二五六七番四から同市大字本合海字山崎一八八二番八一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻二丁目五四七番一から同市田尻五丁目三八九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市片倉町三一番五から同市緑町九四八番三三まで	前	二三・九二～三三・四八メートル	〇・一五七キロメートル
	後	二六・三二～三八・二二メートル	〇・一五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所